

富山県及び石川県に主たる事務所等を有する
法人の皆様への申告書等用紙に係るお知らせ

この度の令和6年能登半島地震により、被害を受けられました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

大阪府では、法人の府民税、事業税及び特別法人事業税の申告手続きの一助として、確定申告書用紙にあつては決算月下旬に、予定申告書用紙にあつては申告月の前月下旬に、各申告の法人の皆様へ発送しています。

また、eLTAXを利用し電子申告をされている場合には、上記と同時期に納付書のみを送付させていただいております。

この度の災害の影響等を踏まえ、税務署の取扱いと同様に、富山県及び石川県に主たる事務所等を有する法人の皆様につきましては、当分の間、申告書等用紙の発送を見合わせさせていただきます。

申告書等用紙のご要望がある場合は、所管の府税事務所までご連絡をお願いします。

参考 URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/syokan.html#houjin>

※ eLTAXで申告されている法人の皆様への「電子申告のご利用に当たってのお知らせ」につきましては、通常どおり、メッセージボックスへ格納しております。